

お詫びと訂正

この度は、『インテリアコーディネーター1次試験合格教本 第13版 上巻』『インテリアコーディネーター1次試験合格教本 第13版 下巻』をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。

本文の内容に下記の誤りがありましたので、お詫びして訂正致します。

【正誤表】『インテリアコーディネーター1次試験 合格教本第13版 上巻』

(2024年3月13日第1刷発行)

該当頁	該当箇所	誤	正
141頁	「制約が多いマンションリフォーム」2行目	その代表的な制約として、 <u>建物の管理規約や使用細則とともに挙げられるのが区分所有法に基づく規制である。この法律ではマンションなどの建物を、</u> <u>専有部分、共有部分、専用使用部分に分け、リフォームの対象を専有部分のみと規定している。</u>	その代表的な制約として、 <u>区分所有法や管理規約に基づく規制がある。これらの規制により分譲マンションなどの建物は、</u> <u>専有部分、共用部分、専用使用部分に分けられ、各住戸の所有者が自由にリフォームできる対象は専有部分のみに限定される。</u>
141頁	「制約が多いマンションリフォーム」9行目	◎ <u>共有部分</u>	◎ <u>共用部分</u>
281頁	左段 下から6行目	共有部分 (きょうゆうぶぶん)	共用部分 (きょうようぶぶん)

2026年4月20日時点

【正誤表】『インテリアコーディネーター1次試験 合格教本第13版 下巻』

(2024年3月13日第1刷発行)

該当頁	該当箇所	誤	正
319頁	左段 下から6行目	共有部分 (きょうゆうぶぶん)	共用部分 (きょうようぶぶん)

2026年4月20日時点

下記の弊社ホームページ上でも、ご確認いただけます。

<http://www.lic-book.jp/info/>

(株)ハウジングエージェンシー出版局